

明石市生涯学習センター及びあかし男女共同参画センター
指定管理者募集 質問及び回答

NO	質問内容	回答
1	<p>募集要項では明石市生涯学習センター、あかし男女共同参画センターの公募となっています。現指定管理運営では、「複合型交流拠点ウィズあかし(明石市生涯学習センター・あかし男女共同参画センター・あかし市民活動支援センター)」と表示されており、市民活動支援センターが存在しています。次期指定管理においても、3センター機能を持ったセンターとして運営を継続する認識で良いでしょうか。その際の市民活動支援センターの位置づけについて考え方をお示し下さい。(募集要項)</p>	<p>現地説明会で説明したように、募集要項の2ページ 3 指定管理者が行う業務の範囲(2)にありますように、市民の生涯にわたる学習活動(市民による公益活動を含む)の振興に寄与する事業に関することとしています。</p> <p>市民公益活動の支援拠点としての機能は、生涯学習センターの機能の一部と考えています。</p> <p>しかし、市民にわかりやすく伝えるため、便宜上、「市民活動支援センター」を使用しています。</p>
2	<p>明石市議会総務常任委員会資料2021年(令和3年)3月5日「指定管理施設における指定管理期間の延長について」によると、「新型コロナウイルス感染拡大のため、2021年度に実施予定であった以下の指定管理施設の選定事務を取り止め、現行の指定管理者との契約を以下の期間まで延長したいと考えています」とあり、本指定管理施設も期間が延長されています。これは社会状況の変化によって指定管理事業に影響が出た事案と言えます。</p> <p>2022年現在、社会情勢の影響を受け、電気代や種々の商品の物価高騰が進んでいます。今回の募集要項では、指定管理料が、8,890万円(消費税及び地方消費税を含む)とありますが、現在起きている物価高騰が更に続く場合や社会状況に変化が起きた場合、指定管理料の増減が必要になる場合が考えられます。そういった場合の対応について考え方をお示し下さい。(募集要項)</p>	<p>基本的には、今回の募集要項のとおりです。</p> <p>新型コロナなど大きな社会状況の変化で、重大な影響がある場合は、協議したいと考えています。</p>
3	<p>申請書添付書類として、国税の納税証明書が求められていますが、書面の種類は(その3)でよいでしょうか。また添付書類</p>	<p>募集要項9ページ 添付書類⑤に記載のとおり、国税の滞納がないことを証明できる書類です。</p>

	の指定がある場合は、その書類の名称をお示しください。(募集要項)	
4	学習室701や704、801を分割して利用できる部屋において、分割した場合は「音響不可」となっていますが、他の利用者への配慮が徹底できるのであれば、多少の音響は認めるなど柔軟な対応によって利用者のさらなる利便性向上ができるのではないかと考えます。他の利用者への配慮を徹底する上での指定管理者の創意工夫は認められないでしょうか。(仕様書)	音響不可が原則です。ただし、指定管理者から提案があれば、その内容について今後協議します。
5	市による貸室の優先利用について、現在、あかねが丘学園、あかねカレッジの利用について、施設開館日に優先利用する場合の貸室使用料は支払われています(具体的には「子午線ホール：毎週火曜日9時～17時」)。今回の仕様書にも示された「子午線ホール：毎週火曜日9時～17時」の使用料もこれまで通り支払われるものと認識してよいでしょうか。 加えて、市による貸室の優先利用に示された、「全館：毎週月曜日(休館日)8時30分～17時の利用」についての光熱水費の取り扱いについて、その考え方をお示しください。(仕様書)	火曜日の使用料は、従来どおりです。月曜日にかかる光熱水費については、従来どおり指定管理料に含まれています。
6	③生涯学習事業の推進において、「ライフステージごとの学び(幼児・児童・生徒期、成人期、高齢期)」について、指定期間(種まき期間と位置づけ)とありますが、種まき期間とは具体的にどのようなことを指しており、どのような考えに基づいた位置づけか、その考え方をお示しください。さらに、種まき期間後に想定されている具体的な取り組みや市として実施予定の事業などがあればお示しください。(仕様書)	今後より多くの年代層が参加できる生涯学習への足掛かりとなる企画、運営、その支援方法の確立を行う期間と考えています。 その後の展開については、第2次生涯学習ビジョンの第4章に沿ったポイントで、それらの事業の企画、運営及び支援などを発展させていきたい。 指定管理者からの提案を含め、今後、総合的に考えていきます。
7	相談業務の一部について、当センター単独で設置することが非効率な事業については、県や他市町のセンターと連携し共同運営を行うことは認められますか(例：男	共同運営の運用の詳細がわかりませんので、現段階では判断できません。仕様書のとおりであれば、提案していただいかまいません。

	性相談など)。共同運営が認められない場合、その理由をお示してください。(仕様書)	
8	<p>⑧各種相談において、「現状の相談業務サービスは最低限維持してください」とあります。しかし、例えば女性のための電話相談では一般的にリピーターが多く、新規利用者が相談しにくいことが多いセンターで課題とされています。相談の質を高め、より多くの方が相談しやすい相談機能とするため、現在の相談窓口の手法や日数、時間などを変更する場合、「現状の相談業務サービスは最低限維持」にそぐわない可能性があります。その改変は可能でしょうか。「現状の相談業務サービスは最低限維持」の考え方と、手法や日数、時間の改変に関する考え方をお示してください。(仕様書)</p>	<p>「現状の相談サービスの最低限維持」として、相談者にとっての満足度・利便性など要素は様々なものがあり、総合的に判断してください。</p>
9	<p>施設維持管理について「概ね現行と同等の水準で遂行してください」とあり、現指定管理者が委託する業務が仕様書別紙2として示されています。施設維持管理をより効率的・効果的に実施するために、仕様書別紙2の内容の一部改変や、外注せずに直営にするなど、必要に応じた柔軟な対応を行うことは可能でしょうか。「概ね現行と同等の水準」をどのように捉えるべきかその考え方をお示してください。(仕様書)</p>	<p>施設維持管理を効率・効果を含め現状の水準で維持していただきたい。さらに、施設維持管理を効率的・効果的に実施するための提案であれば、今後協議していきたい。</p>
10	<p>指定管理施設としての夜間警備に求められるのは、専門性の高い防犯警備技術等ではなく、アスピア明石全体を管理する防災センターと連携した適切な安全管理や災害時の誘導などと思われま。</p> <p>利用者の安全確保や利便性向上が担保されるのであれば、直営での警備業務対応や配置時間を変更するなどの柔軟な運営は可能でしょうか。また、職員により、安全管理が徹底できる場合、警備員指導責任者の配置の有無は必須でなくても良いでしょうか。(仕様書)</p>	<p>原則、仕様書のとおりです。現状より利用者の安全確保や利便性の向上が図れるのであれば、今後協議していきたい。</p>

11	留意事項、②備品の引き継ぎ、③修繕料それぞれの項目で年間100万円、500万円と経費について指定があります。この経費は税込みか税抜きかをお示してください。(仕様書)	税込みです。
12	外線電話・FAXは、回線が明石市となっており、通信費は指定管理者となっています。この場合の請求は明石市からの請求と認識してよろしいでしょうか。(仕様書)	お見込みのとおりです。
13	現在の指定管理施設は、現指定管理者が市民からの公募によって選定した愛称である「複合型交流拠点ウイズあかし」として市民にも広くその名称で知られています。さらに2022年4月に策定された第2次明石市生涯学習ビジョンには生涯学習施設として「複合型交流拠点ウイズあかし(明石市生涯学習センター・あかし男女共同参画センター・あかし市民活動支援センター)」と記載があります。今回の指定管理者公募、さらに次期指定管理期間において、この愛称は継続して使用すべきでしょうか。「複合型交流拠点ウイズあかし」の愛称の使い方について、考え方をお示してください。(申請書類)	現行の指定管理者が、市民からの公募によって選定し、市が認知した愛称であり、今後も使用します。
14	今回の申請書類について、ページ数に上限などの制限はありますか。印刷方法、提出時のファイリング、クリップ止めなど提出に際しての制限や望ましい方法などがあれば具体的にお示してください。(申請書類)	枚数については、制限はありません。面接審査は、パソコンを使用せずに、書面の提案書で説明していただきますので、選定委員に理解しやすいように作成してください。
15	事業提案において、(2)提案事業、(3)独自事業を(1)指定事業の延長線上で実施する場合、申請書上、実施する事業が指定事業・提案事業・独自事業のどこに位置づけられるかが明らかであれば、(1)から(3)をまとめて表現しても良いでしょうか。(申請書類)	独自事業は、本来の指定業務でない事業です。その点を踏まえて作成してください。選定委員に事業区分が明確にわかるように作成してください。

16	<p>「貸館業務の基本的な考え方と具体的な実施方法、広報・営業等の具体的な方法、目標とする利用率・稼働率、利用率アップのための具体的な方策、貴団体の業務実績とセールスポイントを記載してください。」とあります。</p> <p>貸室の規模や利用用途によって、適切な使用時間が異なることが考えられますが、現在の条例で示された使用区分は一律になっています。</p> <p>利用率を向上させるために貸室によっては、現在の使用区分である4時間枠を2時間ずつに分けて使用するなど、柔軟な対応は考えられるでしょうか。</p> <p>それに伴って条例改正が必要な場合は、利用者の声等を反映し、使用区分のあり方について条例変更等も含めた見直しに可能性があるか、考え方を示してください。 (申請書類)</p>	<p>提案は可能です。 提案を見た上で、協議して判断します。</p>
17	<p>人件費の詳細内訳が求められていますが、これは、近年最低賃金が毎年数%上昇するなど変動が大きくなっており、雇用労働条件の改善や、事業者の健全経営を通じた公の施設の適切な運営管理を目指すために、指定管理者制度における対応が求められていることから必要とされているということでしょうか。そうであれば、横浜市「指定管理者制度における賃金水準スライド」の提案書のような様式で提出すべきと考えますが、そういった形式でも良いでしょうか。そうでない場合、人件費の単価については、個人情報保護や法人の機密事項保護の観点から、賞与額・法定福利費・福利厚生費等丸めた数字で提案する形のほうが良いと考えますので、様式は適宜変更して提案する形が望ましいと考えます。様式第3号明細は任意に変更していただけないでしょうか。もしそれが不可である場合、詳細の内訳を必要とする明確な理由をお示してください。(申請書類)</p>	<p>様式第3号明細は、収支計画書の人件費の根拠を見ただいで選定委員に判断していただく重要な書類であり、様式に記載がありますように、項目等については適時追加してください。</p> <p>また、雇用形態ごとの記載を求めているもので、個人名まで求めるものではありません。</p>